

函館市若い世代のピロリ菌検査事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍および胃がんの原因であるピロリ菌を早期に発見し、早期の治療に結びつけることで、ピロリ菌による胃の病気のリスクを減らすとともに、次の世代への感染を予防することを目的とする。

(実施主体等)

第2条 実施主体は函館市とする。ただし、本事業に係る業務を委託することができるものとする。

2 ピロリ菌検査（一次検査）（以下「一次検査」という。）およびピロリ菌検査（二次検査）（以下「二次検査」という。）に係る検査業務は、市が医療機関等に委託する。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 函館市内の中学校に在学する中学2年生で、本人およびその保護者が同意した者
- (2) 函館市に住所を有し市外の中学校に在学する中学2年生で、本人およびその保護者が同意した者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(事業内容)

第4条 本事業で実施する内容は、次のとおりとする。

(1) 一次検査

ピロリ菌検査を希望する生徒に対し、尿中抗体検査（ウリネリザ）を実施する。

(2) 二次検査

一次検査で陽性反応（偽陽性反応を含む。以下同じ。）のあった生徒に対し、市が指定する医療機関で、尿素呼気試験（UBT）を実施する。

(実施方法)

第5条 検査に係る実施方法については、別紙1「ピロリ菌検査（一次検査）業務実施要領」および別紙2「ピロリ菌検査（二次検査）業務実施要領」によるものとする。

（費用）

第6条 一次検査および二次検査に要する費用については、市の負担とする。

（検査結果）

第7条 市長は、一次検査を行った検査実施機関または二次検査を行った医療機関に検査の結果を報告させるものとする。

2 市長は、一次検査を受けた生徒の保護者に対して、その検査結果を通知するものとし、陽性反応のあった者に対しては二次検査に係る案内を併せて行うものとする。

3 市長は、二次検査を受けた生徒の保護者に対して、その検査結果を通知するものとする。

（除菌治療）

第8条 二次検査の結果、陽性と判定された生徒の除菌治療については、生徒および保護者の判断によるものとし、除菌治療に要する費用は、自己負担とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。